

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市道の駅ソレーネ周南

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人周南ツーリズム協議会

所在地 周南市大字戸田2713番地

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(参 考)

一般社団法人周南ツーリズム協議会の概要

1 団体の目的

周南市の農業振興、漁業振興、観光振興、地域活性化及び地域経済活性化のために、優れた周南ブランドを発掘するとともに、交流人口の拡大及び周南市の認知度向上に取り組み、もって地域社会の発展に寄与することを目的に設立した。

2 組織概要

- (1) 設立年月日 平成25年7月19日
- (2) 所在地 周南市大字戸田2713番地
- (3) 役員 13人（代表理事1人、理事10人、監事2人）
- (4) 設立時社員

西徳山3地区活性化連絡協議会
周南農業協同組合
山口県漁業協同組合
徳山商工会議所
新南陽商工会議所
都濃商工会
鹿野町商工会
熊毛町商工会
一般財団法人周南観光コンベンション協会
須金ぶどう梨生産組合
徳山花き生産組合

3 主な事業内容

- (1) 公共性の高い施設その他地域の活性化に資する施設の管理、運営及び事務の受託に関する事。
- (2) 農業振興、漁業振興、観光振興、地域活性化及び地域経済活性化に関する事。
- (3) 地場製品の開発及び販路開拓に関する事。
- (4) その他協議会の目的を達成するため必要な事業に関する事。